

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	1-7
処分の種類	国定公園事業者への改善命令			
根拠法令条例等・条項	自然公園法第11条、第16条第4項			
処分の概要	知事は国定公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、法第10条第3項の認可を受けた者に対して、当該国定公園事業に係る施設の改善、その他事業の執行を改善するため必要な措置を執るべき旨を命じることができる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			